

計画の趣旨

第1章

第1章 計画の趣旨

1 策定の趣旨

本県では、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮することのできる、多様性に富んだ活力ある社会～男女共同参画社会～の実現に向けて、平成13年（2001年）12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成15年（2003年）3月には基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」を策定し、さらに、平成20年（2008年）2月には「パートナーしが2010プラン～第2次改訂版～」を策定し、様々な取組を進めてきました。

近年、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済・雇用をめぐる変化、地域社会や家族形態の変化、グローバル化など、社会や経済をとりまく情勢は大きく変化しています。

こうした状況の中で、これまでの取組や制度の整備などにより、女性が様々な分野で活躍する場面がみられるようになってきましたが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、女性の参画が進んでいない分野もあります。

「平成21年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）の結果においても、依然として性別で役割をとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしの様々な場面で残っており、男女間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

また、仕事と、子育てや介護などの家庭生活、地域生活などにバランスよく関わることを希望する男女が増えていますが、それを実現できる社会環境が十分整っているとはいえません。

さらに、経済社会の変化のもとで広がっている生活困難^{*}を抱える人々への対応など新たな課題も生じています。

このような状況を踏まえ、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮して、互いに生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、今後の方向性を明らかにする新たな滋賀県男女共同参画計画を策定し、「学習・啓発から実践へ」とつなげるという取組の視点をもって、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

※生活困難：経済的な困難に加え、教育や就労等の機会の不足、健康面での障害、地域社会での孤立などの社会生活をおくるうえでの困難も含めた広い概念

2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法および条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- (2) 県の基本構想や県の関連各種計画との整合性を図った計画
- (3) 県民や事業者および市町の意見を反映させた県民参画による計画
- (4) 行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画
- (5) 「パートナーしが2010プラン～第2次改訂版～」の成果を引き継ぎ、新たな課題への取組を反映させた計画

3 計画の期間

この計画の期間は、初年度を平成23年度（2011年度）とし、目標年度は国の男女共同参画計画（第3次）と同年の平成27年度（2015年度）とする5年間とします。

なお、この計画と密接な関連をもつ他部門の計画や、関連の法制度の策定、見直し等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。